

区域外就学の承諾に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第9条の規定に基づき、市外に住所の存する学齢児童生徒の保護者が当市の設置する小学校、中学校又は義務教育学校への就学を申立てた場合又は市内に住所の存する学齢児童生徒の保護者が他市の設置する小学校、中学校又は義務教育学校への就学(以下「区域外就学」という。)を申立てた場合の承諾の基準等について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び令の定めるところによる。

(申立ての要件及び事由)

第3条 区域外就学の申立てをすることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 区域外就学における通学時間が、当該学齢児童生徒の安全の確保と体力面を考慮して適正であること。
- (2) 区域外就学における通学は、徒歩又は公共交通機関の利用によること。
- (3) 通学途上における当該学齢児童生徒の事故については、保護者が責任を持つこと。
- (4) 承諾期間満了後、当該学齢児童生徒のうち中学校又は義務教育学校を卒業する者、私立学校に就学する者又は特別支援学校に就学する者を除き、当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会が指定する学校に就学すること。

2 区域外就学の申立てをすることができる事由は、次のとおりとする。

- (1) 身体的理由によるとき。
- (2) 地理的理由(教育委員会の指定した区域に限る。)によるとき。
- (3) 保護者の就業の事情により、学齢児童の保護監督に支障があるとき。
- (4) 転出又は住居の建替えにより、当市外に居住するとき。
- (5) 転入先があらかじめ確定しているとき。
- (6) いじめその他特別の事情があるとき。

(区域外就学の申立て)

第4条 区域外就学の申立てをしようとする保護者は、区域外就学申立書に別表に掲げる承諾基準についての事実関係を示す書類及び教育委員会の定める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(事実確認)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申立てに先立って保護者から口頭により申立て又は相談を受けたときは、速やかに第3条に掲げる要件及び事由並びに別表に掲げる承諾基準を満たしているかどうかを確認しなければならない。

2 教育委員会は、前項の確認に際し、必要に応じて関係する学校の校長及びその他関係者に、意見の聴取及び事実関係の照会をすることができる。

(区域外就学の承諾)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定に基づき区域外就学が相当と認められた保護者から区域外就

学申立書により申立てを受け、書式及び添付書類の不備が無い場合は速やかに区域外就学を承諾するものとする。

2 豊中市立桜井谷小学校（第十三中学校）豊中病院内学級運営要綱の規定に基づき豊中病院内学級に入級する場合にあっては、区域外就学の申立ては要しない。

3 国・私立学校に新入学する場合の区域外就学は、第4条の規定による申立ては要しない。

4 国・私立学校に年度途中から就学する場合及び大阪市淀川区十八条の児童生徒が当市の設置する小学校又は中学校に就学する場合にあっては第4条の規定にかかわらず、就学に関する申立書を教育委員会に提出しなければならない。

（区域外就学申立書に添える書類）

第7条 区域外就学申立書に添える書類は、別表に掲げる承諾基準についてその事実関係を示す書類及び教育委員会が必要と認める書類とする。

（協議）

第8条 教育委員会は、区域外就学に係る保護者の申立てが相当と認めたときは、令第9条第2項の規定に基づき当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に協議するものとする。

2 教育委員会は、他の市町村教育委員会から令第9条第2項の規定による協議があった場合は、速やかに内容の確認を行い、相当と認められるときは、当該市町村教育委員会に回答するものとする。

（承諾の通知）

第9条 教育委員会は、第6条第1項の規定により区域外就学の承諾をしたときは、申立者に対し承諾書を交付するとともに、当該学齢児童生徒の就学する学校が当市立学校である場合にあっては、その校長に対し、承諾通知書により通知するものとする。

2 教育委員会は、第6条第4項の規定による就学に関する申立書の提出を受けたときは、前項の規定による承諾書の交付及び承諾通知書による通知は要しない。

（承諾の取消し）

第10条 教育委員会は、承諾を受けた申立者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による承諾を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により承諾を受けたとき。

(2) 第3条に掲げる申立ての要件のいずれかを満たせなくなったとき。

(3) 承諾基準を満たさなくなったとき。

（承諾期間満了等に関する通知）

第11条 教育委員会は、区域外就学に係る承諾期間が満了したとき及び前条の規定により承諾を取り消したときは、申立者に対し、当該学齢児童生徒の住所の存する教育委員会が指定する学校に就学させる旨を通知するものとする。ただし、当該学齢児童生徒が中学校又は義務教育学校を卒業する場合、私立学校に就学する場合又は特別支援学校に就学する場合にあっては、この限りでない。

（様式）

第12条 区域外就学申立書、就学に関する申立書及び承諾に係る書類の様式は、別に定める。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日から実施する。
 - 2 令和 2 年度において、＜別表＞中「8 月 24 日」とあるのは、「8 月 23 日」とし、「8 月 25 日」とあるのは、「8 月 24 日」とし、「修了式」とあるのは、「3 月 24 日」とする。
- この要綱は、平成 27 年（2015 年）8 月 18 日から実施し、4 月 1 日から適用する。
- この要綱は、令和 2 年（2020 年）6 月 16 日から実施する。
- この要綱は、令和 3 年（2021 年）1 月 14 日から実施する。
- この要綱は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から実施する。
- この要綱は、令和 5 年（2023 年）6 月 1 日から実施する。
- この要綱は、令和 5 年（2023 年）9 月 1 日から実施する。

＜別表＞

理由・申立て先等	承諾基準・期間		承諾基準・期間の特例
＜身体的理由＞ 病院内学級 市立桜井谷小学校 市立第十三中学校	基準	市外居住で市立豊中病院に入院し、担当医等の承諾があること。	特例なし
	期間	市立豊中病院の入院期間	特例なし
＜地理的理由（協定区域）＞ 市立豊南小学校 市立第十二中学校	基準	・協定区域（淀川区十八条 3-16～19）に居住し（転入者を含む。）、小学校又は中学校（転）入学時に希望する者 ・選択は最初の（転）入学時に限る。	特例なし
	期間	卒業又は協定区域外へ異動するまで。	特例なし
＜地理的理由（協定区域）＞ 池田市立石橋小学校 池田市立石橋中学校	基準	・協定区域（石橋麻田町）に居住し（転入者を含む。）、小学校又は中学校（転）入学時に希望する者 ・選択は最初の（転）入学時に限る。	特例なし
	期間	卒業又は協定区域外へ異動するまで。	特例なし
＜地理的理由（協定区域）＞ 池田市立石橋南小学校 池田市立石橋中学校	基準	・協定区域（待兼山町 1 番 12, 13 号及び 20～23 番）に居住し（転入者を含む。）、小学校又は中学校（転）入学時に希望する者 ・選択は最初の（転）入学時に限る。	特例なし
	期間	卒業又は協定区域外へ異動するまで。	特例なし
＜地理的理由（協定区域）＞ 大阪市立三津屋小学校 大阪市立美津島中小学校	基準	・協定区域（大島町 3 丁目 11 番）に居住し（転入者を含む。）、小学校又は中学校（転）入学時に希望する者 ・選択は最初の（転）入学時に限る。	特例なし
	期間	卒業又は協定区域外へ異動するまで。	特例なし

<保護者の事情 (留守家庭)> 留守家庭による区域外就学	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就業の事情で帰宅が遅い等、児童の保護監督に支障があること。 ・保護者の勤務地又は児童・生徒の親族及びそれに類する者宅の在所の指定校へ就学し、且つ勤務地又は児童・生徒の親族及びそれに類する者宅から登下校すること。 	特例なし
	期間	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）4年生修了時まで承諾 	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）2年生修了後まで承諾し、再度の申立てにより4年生修了後まで承諾する。 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）4年生修了までに保護者から離職等による指定校変更取下げの申立てがない場合、小学校卒業又は義務教育学校6年生修了まで保護者からの延長申立てによらず承諾を更新する。
<転出> 校区外へ転出後、一定期間区域外就学を希望する	期間	異動日の属する学期の内で希望する日まで承諾 【 学期の規定 】 第1学期＝4月1日～8月24日 第2学期＝8月25日～12月31日 第3学期＝1月1日～3月31日	①第2学期中の異動日から第3学期末まで承諾 ②次の異動日から卒業又は義務教育学校6年生修了（3月31日）まで承諾 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：5年生（4年生第3学期修了式以降を含む。）以降の異動 ・中学校：2年生（1年生第3学期修了式以降を含む。）以降の異動（義務教育学校8年生（7年生第3学期修了式以降を含む。）以降の異動を含む。） ③兄弟が②の特例を承諾されている場合、同一校に在籍する弟妹も兄弟の卒業（3月31日）まで承諾 （ただしこれにより転校すべき学年が小学校（義務教育学校の前期課程含む。）5年・中学校2年（義務教育学校8年を含む。）となる場合は本人の卒業又は義務教育学校6年生修了まで）
<建替一時転出> 建替期間中の一時的な区域外就学	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・建替後の家屋に入居すること。 ・再入居まで1年以内であること。 	大規模集合住宅については、予め代表者との協議を必要とする。
	期間	退去の日から再入居の日まで。	建替後の再入居まで1年を超える場合、隣接校区又はそれに準じた範囲に限って退去の日から再入居の日まで
<転入予定> 転入予定地の学校に予め区域外就学	基準	入居予定日が始業式（入学式）に間に合わない場合に限る	新1年生で、入居予定日が入学式に間に合わない場合又は義務教育学校7年生で1学期の始業式に間に合わない場合に限る ※弟妹がこの特例を承諾されている期間、同一校で兄弟も適用
	期間	入居予定日が各学期の初日から各学期の末日までの間の場合、学期の初日から入居予定日まで承諾	4月1日から概ね半年以内の転入予定日まで
<いじめその他> 個別対応	基準	個別事情に応じ、教育委員会が相当と認めること。	特例なし
	期間	教育委員会が必要と認める期間	特例なし

＜国立私立学校＞ 小・中学校	基準	就学先学校長等の承諾があること。	特例なし
	期間	国立・私立学校に在籍する間	特例なし